



2024.

11

広
報

おおくわ

● 村長就任挨拶 2～3 P

No.601



皆様の声を大切にして 大桑村の明るい未来と 活力ある村づくりを 目指して行政運営を進めます



大桑村長 坂家 重吉

この度の大桑村長選挙におきまして、村民の皆様のご温かく力強いご支援を賜り村政を担うことになりました。

10月13日から任期となりますが休日のため15日に初登庁しました。

改めて責任の重大さに身の引き締まる思いです。村民の皆様の声を大切にして活力ある村づくりのために全力で職責を果たしてまいります。皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私はこの度の大桑村長選挙に立候補するにあたり、村民の皆様の様々な思いをお聞きし村政運営の参考や指針にしようとして村内3か所で村づくり懇談会を開催しました。幅広い年齢層の方々から貴重なご意見をお聞きし、たいへん参考になりました。また、個人的にも様々な方々からご意見や要望をお聞きするこ

とができました。

こうしたご意見を私なりに整理しました。最も重要視していることは、病気や感染症・災害から住民の命を守ることです。

健康で長生きはだれもが願うことですが、ここ数年新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けました。こうした中、本村の医療機関をはじめ郡内の医療体制など身近な医療機関の重要性を強く感じます。

近年の地球温暖化により巨大化する台風や、今年の元日の能登半島地震発生に加え8月には巨大地震注意を発表しています。南海トラフ地震では本村も地震防災対策推進地域に指定されています。

このように村民の命を守るためには、健康の保持増進に向けた啓発活動や病気の早期発見への取り組み、また、災害を未然に防ぐための砂防・治山事業推進は、災害の発生を前提とした避難訓練や情報提供などの取り組みが重要だと考えています。

私の目指す 村づくりの方向

1 福祉の充実と健康で暮らせる村づくり

- ・健康寿命の延伸のため健康づくり事業、介護予防事業の推進
- ・人権や尊厳を大切に、支え合える村づくり
- ・高齢者も障がい者も安心して暮らせる村づくり

2 安心して子育てができ、誰もが学びたいときに学べる村づくり

- ・安心して出産・育児ができる環境の充実
- ・子どもが安心して学べる教育環境の充実
- ・生涯学習活動の充実

3 産業振興と移住・定住施策を推進し、夢を持って暮らし働ける村づくり

- ・担い手の確保・人材育成への取り組み
- ・勤労者の住環境整備
- ・移住・定住施策の推進
- ・地域ブランドの創生

4 住民の命と財産を守るため、防災と減災に努め、安全と安心な村づくり

- ・木曽川右岸道路の早期完成
- ・土砂防災対策のため砂防えん堤建設事業や治山治水事業の着実な実施
- ・気候変動などによる激甚災害に対応した、的確な情報提供と防災訓練

練の充実

中でも、少子高齢化・人口減少対策は最も喫緊で重要な課題です。少子高齢化が進み生産年齢人口の減少による経済活動の縮小は小さな自治体において社会的・経済的な問題が深刻化することを予見させます。

こうした中、本村の人口減少を少しでも緩やかにしていかないと地域の活力が低下します。活力低下の防止のためには、子育て支援の充実と移住定住施策の推進は極めて重要であると認識しています。

また、移住・定住施策だけでなく、現在本村で子育てしている方々が一定程度満足していないればならない、様々な産業が元気でなくてはならないと思います。

移住・定住を志す方々に大桑村を選んでもらえるようにするには、どれが欠けても難しいため、様々な施策を総合的に推進する必要があると思います。

ます。

私の考え方の一端を申し上げましたが、これを一方的に押し付ける気持ちはありません。今後、出張や会議が多いとは思いますが時間の許す限り、村民の皆様が村長室へお出かけいただく日を設けることや私が地域にしかけることを通じて、常に村民の皆様の声の大切にして行政運営を進め、本村の将来像である「ここに住みたい ところで暮らしたい ところで育てたい 大桑村」の具現化に向け努力していきたいと思えます。

村長室に

来てみませんか

村長室で気楽に話をする場「村長と話そう！」を開催します。

▼第1回 12月2日(月)
▼第2回 12月20日(金)

参加を希望する人は11月26日(火)までに役場へ連絡してください。時間等は申込時に調整します。

問い合わせ先

総務課 総務係

Tel *55・3080

貴舟 前村長 退任あいさつ

16年間を 振り返って



このたび、10月12日をもって任期満了により大桑村長を退任いたしました。

顧みれば平成20年10月から四期16年にわたり、村政発展のために努力をしてまいりました。私は、

常に「住民の皆さんに寄り添い信頼関係を築く」を政治信条としてまいりました。村民の皆さんには格別なるご理解、ご支援、さらにご協力を賜り職責を全うすることができましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

私の就任当時は、第4次大桑村総合計画に沿った「村づくり」となりました。健全な行財政運営を目指すなかで大きな問題となったのが「ふれあいの郷」の運営でした。

維持管理費削減のため、温泉館の閉館、あてら荘の運営は指定管理者制度を導入し民間に移行したことはつらい決断でありましたが、今思えば決断は正しかったとの思いです。

また、日本各地で発生する自然災害への対応も急務となり、昭和33年築の役場庁舎の耐震化工事を諦め役場新庁舎建設に向けて平成21年庁舎建設基金を設置し準備を始めました。さらに昭和29年に架設された大桑橋についても橋梁点検の結果、非常に危険な状態であると判明し、対応せざるを得ませんでした。木曽川右岸道路のアクセス道として橋の架け替えを県にお願いしましたが、明確

な返事がいただけませんでした。平成24年、県との協議により、大桑橋の架け替えは村単独で整備することを決断しました。

村内の生活環境も大きく変わり須原地区に商業施設等ができ、ある程度物が村内で購入することができ村民生活の利便性が向上しました。そのことも目指す「安心、安全な村づくり」の追い風となりました。

平成26年度からは、第5次総合計画に沿った「村づくり」が始まり、計画中の大型事業である大桑橋の架け替え事業に着手し、令和2年に完成となりました。また役場新庁舎は村民の皆さんに場所等を検討いただき旧大桑小学校の跡地に防災の拠点としての役場、文化拠点としての図書館を、そして公民館機能を含めた複合施設として、令和4年に完成することができました。こうして大型事業を進めることができ

たのも村民の皆さんのご理解とご支援の賜物であり、あらためて感謝申し上げる次第です。

あの大正12年の大災害から今年で101年となります。災害を繰り返してはならないとの思いから国にお願いし直轄砂防事業による砂防えん堤の建設、さらには県にお願いし木曽川右岸道路の整備を進め、より「安心、安全」な村づくりを進めることができました。

また、森林整備のための森林環境税の創設にも直接関わることができたことも思い出として心に残ります。地方を取り巻く環境は厳しいものがありますが、大桑村の未来は、明るいと思っております。新しい村長のもとで、さらなる村の発展をご祈念申し上げまして退任のあいさついたします。

当選議員に聞く

9月24日告示の大桑村議会議員補欠選挙は、定数2人に対し、2人の立候補があり、全員当選しました。

今回当選した2人に今後の抱負などを聞きました。

① 抱 負

異常気象等により自然災害が各地で発生しやすい昨今です。災害に強く皆様の命と財産を守る安全な村づくりに向け力を注いでまいります。少子高齢化、人口減少が進み、村の経済産業、農業を支える担い手不足の問題に取り組めます。そしてこの若い担い手、何よりも将来を担う子どもたちへのさらなる支援と投資が重要と考えます。健康で安心して暮らせる村づくりに努めてまいります。皆様のご支援ご指導をよろしくお願い申し上げます。

② 大桑村の将来について思うこと



常盤井 博幸 議員

66歳

無所属
初当選

①② この度の村議会議員補欠選挙で皆様のご支援を賜り当選させていただきました。厚く感謝申し上げます。この重責を深く受け止め議員としての職責に努めてまいります。

異常気象等により自然災害が各地で発生しやすい昨今です。災害に強く皆様の命と財産を守る安全な村づくりに向け力を注いでまいります。少子高齢化、人口減少が進み、村の経済産業、農業を支える担い手不足の問題に取り組めます。そしてこの若い担い手、何よりも将来を担う子どもたちへのさらなる支援と投資が重要と考えます。健康で安心して暮らせる村づくりに努めてまいります。皆様のご支援ご指導をよろしくお願い申し上げます。



藤原 忍 議員

63歳

無所属
初当選

① 自分の子どもの頃は村の暮らしについて不安を感じることが無かったように思います。子どもたちも若者もお年寄りも、皆が村や自分の将来について楽しく語ることができるようになりたい、その一助になれることを願っています。

② 人口減・高齢化が急速に進んでいます。年齢構成や世帯数に対する子どもの数からみて、跡取りがおらず世帯数が減るのは避けられません。つまり村の住民だけではこの現状を改善することは困難です。移住者に期待が集まります。私が特に注目しているのは自分の仕事を持って移住される方です。民泊やカフェなど集客を伴う仕事は村に活気をもたらします。そういう方々が増えるような仕掛けを作りたいと思います。

子ども・若者 育成支援強調月間

11月は子ども・若者育成支援強調月間です。

スマートフォン等の急速な普及や社会のデジタル化が加速する一方で、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷等、インターネット利用の弊害は深刻なものとなり、子どもを取り巻く社会問題は複雑化しています。社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題や少年非行、児童虐待等の解決には地域が一体となって取り組むことが重要です。

重点課題

- ① インターネット利用における子どもの犯罪被害等の防止
- ② 有害環境等から守るための取組の推進
- ③ 児童虐待の予防と対応

▼ 問い合わせ先
大桑村教育委員会
子ども教育係

TEL * 55・1020

消防団員募集

大桑村消防団は団員146名が活動しています。

地域の安心・安全を守るためには、性別を問わず多くの人材が必要です。そのため、消防団では団員を随時募集しています。興味のある人は問い合わせてください。

消防団とは

消防団は各市町村に設置される消防機関です。

消防団員は非常勤特別職の地方公務員となり、火災や地震等の発災に自宅や職場から現場に駆け付け消火及び救助活動等を行います。

入団資格

村に在住または勤務する18歳～45歳の人

主な活動

- ・火災発生時の消火活動
- ・発災時に備えた訓練
- ・各種行事への参加、広報活動

報酬

消防団員は、他に本業を持ちながら参加するボランティアの

性格を併せ持ちますが、無償ボランティアではありません。

年額報酬及び、活動実績に基づく活動費が個人に支給されます。金額は役職、活動内容によって違いがあります。

組織

現在、大桑村消防団は3分団体制で活動しています。入団後は各居住地別に、須原地域第1分団、長野地域第2分団、野尻地域第3分団でそれぞれ活動を行います。他にも、広報活動を行うラップパ班、救護及び啓蒙活動を主とする女性消防団、OB団員で組織する機能力消防団などがあります。



▼問い合わせ先
総務課 危機管理係
TEL * 55・3080

たき火をする際には必ず届出を

屋外焼却（野焼き）は、法律により禁止されていますが、例外として認められる場合があります。その際には、事前に消防署へ届出を行ってください。

消防署や消防団が屋外焼却を把握していないと、近隣住民や通行人からの通報等によって出動してしまう可能性があります。屋外焼却をする場合は、必ず事前に届出をした上で、延焼防止や天候等に留意し、周辺の住民にも声掛けをする等してから行ってください。

例外として認められる 廃棄物の焼却行為

- ・正月の「しめ縄、門松等」を焚くどんど焼き、卒塔婆の供養焼却等
- ・焼き畑、農作業に付随する畔の草、稲わら等の焼却といった農林業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- ・落ち葉等の少量のたき火やキャンプファイヤー、その他日常生活の焼却であって軽微なもの等

※例外があっても、苦情等があれば指導（焼却の中止等）の対象になります。

届出方法

- ・紙媒体（役場窓口または村ホームページからダウンロードして作成）
- ・口頭（役場危機管理係または消防署へ電話）

届出の項目

- 1 焼却をする人の住所、氏名、連絡先
- 2 焼却の日時
- 3 焼却場所
- 4 焼却する物
- 5 焼却する量



▼問い合わせ先・届出先
総務課 危機管理係
TEL * 55・3080
FAX 55・4134
木曾消防署
TEL * 22・0119
木曾消防署 南分署
TEL * 57・3119

国民健康保険・後期高齢者医療 保険証の新規発行終了

健康保険証が廃止となり、令和6年12月2日以降、新規での発行がなくなります。12月1日までに発行される保険証は、令和7年7月31日まで使用できますが、年齢によって有効期限が異なるため確認してください。

令和7年7月31日までに70歳になる人
(1日生まれの人は誕生月の前月末まで)

自己負担割合が変更となるため、誕生月の月末まで

令和7年7月31日までに75歳になる人

後期高齢者医療制度へ移行となるため、誕生月の前日まで

▶70歳になる誕生日が

12月1日までの人

令和7年7月31日まで有効な国民健康保険の保険証を送付します。

12月2日以降の人

→①マイナ保険証を保有している

⇒「資格情報のお知らせ」を送付します。

※「資格情報のお知らせ」とは、被保険者資格等を簡易に把握できる書類です。

→②マイナ保険証を保有していない

⇒「資格確認書」を送付します。

※「資格確認書」とは、保険証に代わる証書です。窓口で提示することで今までと同様に受診ができます。

▶75歳になる誕生日が

12月1日までの人

令和7年7月31日まで有効な後期高齢者医療の保険証を送付します。

12月2日以降の人

⇒マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を送付します。

※申請等の手続きは不要です。

●国民健康保険

新規加入や再発行の届出が令和6年12月2日以降になった人には、マイナ保険証の保有状況により「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

●後期高齢者医療

再発行の届出が令和6年12月2日以降になった人にもマイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

▶ 問い合わせ先 住民課 住民係 TEL ** 55 - 3080

副村長に中田陽一氏就任

10月29日の村臨時議会で選任同意を得て、11月1日から副村長に中田陽一氏が就任しました。
任期は令和10年10月31日までの4年間です。



★略歴

平成元年4月 大桑村役場に採用
平成23年4月 教育次長
平成26年4月 大桑村社会福祉協議会事務局長
平成29年4月 産業振興課長
令和2年4月 総務課長

羽根田勉副村長 退任

羽根田勉副村長が10月31日退任されました。

羽根田副村長は昭和53年9月大桑村役場に就職、平成20年11月から総務課長を経て、平成26年4月、副村長に就任し、10年7ヶ月にわたり、その重責を果たされました。



人事異動

11月1日付

○総務課

総務課長

山田 哲也（産業振興課長）

○福祉健康課

福祉健康課長兼福祉係長

勝野 英一（福祉健康課長）

○産業振興課

産業振興課長

坂岩 栄司（会計管理者）

○会計室

会計管理者

赤岩 令子（福祉健康課長補佐兼福祉係長）

日本年金機構からのお知らせ

年末調整や確定申告で社会保険料の控除を受ける場合、令和6年中に納められた国民年金保険料の全額が対象となります。日本年金機構から下表の日程で送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を申告の際に添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も控除の対象となります。

送付方法	国民年金保険料納付期間	送付時期
郵 送	令和6年1月1日～9月30日	令和6年10月下旬～11月上旬
	令和6年10月1日～12月31日	令和7年2月上旬
電子送付	令和6年1月1日～9月30日	令和6年10月中旬～下旬
	令和6年10月1日～12月31日	令和7年1月下旬

※マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の登録をすると、電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送は停止します）

▶ 問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル** TEL 0570 - 003 - 004（ナビダイヤル）

地域おこし 協力隊です。

奥野 宏

大桑村に移住して4年が経ちました。広報は今回が最後となります。

現在村内の築112年の古民家を購入し村の大工さん等の指導の下、陶芸スタジオに改装中です。陶芸を中心としたアートスタジオ la mora (ラ・モラ) として運営予定です。かつて養蚕で栄えた村にちなんでスペイン語で桑の意味で名づけました。2020年に村に引っ越してきたのですが、スポーツ公園裏の斜面に広がる花桃のリアル桃源郷を眺め、ベンチに座って家族でおにぎりを食べながら「いいところに来たなあ」と思ったのを感じ深く思い出します。改装中の la mora はその花桃の丘の上にあります。

地域おこしの活動の一環として「大桑焼」プロジェクトを行っています。村の各所から土を採掘し土偶、土器、陶器を制作しています。

村では縄文遺跡が50ヶ所程発掘されています。縄文時代の住

民が同じ土を焼いていたのではないかと勝手にロマンを感じ「大桑焼」と名付けました。

村内で伐採された桃、桜、ヒノキ、古民家改修の際に出た古材等で野焼きをして土偶、土器を、野焼きの際に出た灰から釉薬を作り中学校の灯油窯で高温焼成し陶器の作品を制作しています。

来年には la mora に窯を移設して「大桑焼」の工房として稼働させたいと思っています。

これまで岡本太郎現代芸術賞での川崎の展示や名古屋、東京のギャラリー等で「大桑焼」の展示を行いました。来年も東京、岐阜で展示会の予定が決まっています。少しずつ発表の場も増えていきます。 la mora が完成したら村内でも定期的に展示会を計画して「大桑焼」を見ていただける機会を作っていければと思います。

昨年 la mora で行った展覧会「土着とストリート」では200人程の村内外の人に見に来ていただけたので少しずつ認知されていくような活動を継続していきたいです。

今年は協力隊の金井さんに教わり有機での米作りを友人たちと行いました。金井さんと友人たちの

助けもあり、脱穀まで行えました。畑も移住した当初から村の皆さんに教えていただきながらやっています。なかなか、半農半陶とはいきませんが村の1年の暮らしにも慣れてきました。最近、村にも個人で木工をされている人や将来ガラスの工房を作るといふ友人も移住してきているので、そういった皆さんの作った作品も発表してもらえようなギャラリーとしても機能していけば良いと思っています。今年度で地域おこし協力隊の任期は終了しますが、これからも村を知ってもらえる活動を行っていければと思います。これまで多くの村民の皆さんに支えられ、応援していただきました。ありがとうございます。これからも村で生活していこうと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

自身の活動は
instagramにて
発信しています。
覗いてみてください。



▲ インスタグラムアカウント

保育園 入園説明会



令和7年度保育園新規入園の説明会を行います。入園を希望する人は出席してください。

日時

11月28日(木)
午前10時～(30分程度)

場所

子育て支援センター
まめっこ

新規入園申込期間

11月28日(木)～12月27日(金)

その他

入園説明会に出席できず
申込書類が必要な人は、教育委員会へ連絡してください。

詳細は10月に配布した通知を確認してください。

▼ 問い合わせ先
教育委員会
子ども教育係
Tel * 55・1020



高齢者虐待についての 知識を深めよう

住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことです。しかし高齢化が進んだ近年、介護の需要が高まる一方で、高齢者に対しての虐待と思われる事案が全国で増えていきます。高齢者への虐待を未然に防ぐため、虐待について理解を深めましょう。

高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の人）に対し、暴力や暴言をはじめ、本人の意思決定を無視し、尊厳を冒す行為を行うことです。

高齢者虐待は「高齢者虐待の防止」と「養護者に対する支援等に関

する施策の促進」を目的として定められた「高齢者虐待防止法」により禁止されています。

高齢者虐待の種類

① 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為、外部と接触させないように閉じ込めたり縛ったりする行為

② 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与える行為

③ 介護放棄（ネグレクト）

介護や生活の世話を行っている家族が、介護と世話を放棄するような行為

④ 性的虐待

本人との合意もなく性的な行為を行う、又は強要するような行為

⑤ 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為

この5つに区分されます。

特に見えづらい経済的虐待

経済的虐待は、閉ざされた家庭内で発生し、また、暴力による虐待のようにアザや傷が残ったりせず、虐待を受けている本人の状態からすぐにわかるものではない

め、発覚までに時間がかかることが特徴です。また、虐待をする人が生計と一緒にする家族であり、本人も介護をしてもらっている負い目や家族としての愛情から金銭を自ら渡してしまうケースがあるなど、特に表面化しにくく潜在している事案が多くあると考えられています。

実際にあった経済的虐待の事例

- ・ 本人の介護費用捻出のために本人には黙って高価な物を売ってお金にする。
- ・ 費用がかかるので通院を月1回から3か月に1回に勝手に介護者に変更する。
- ・ 介護者が自分の生活が苦しいため、本人の貯金から内緒でお金を少し借りる。
- ・ 本人がお金を使い込むため、生活費は毎週1000円だけ渡すようにする。
- ・ お金がかかる介護サービスは必要ないとヘルパーの利用を中止する。

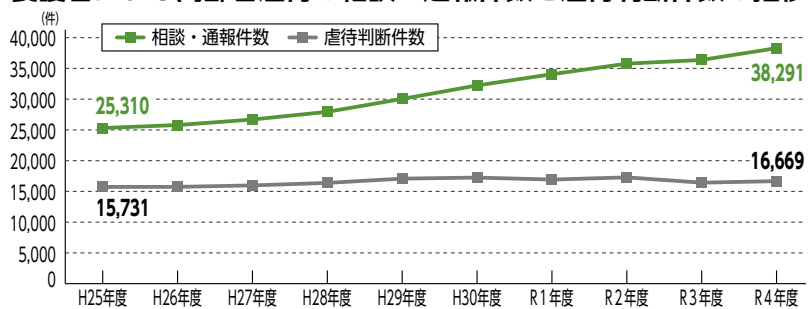
経済的虐待が放置されることで、虐待を受けている本人自身の財産だけではなく、医療・介護サービスや生活インフラの利用維持にも弊害が起き、生命・身体にも大きく関わる問題に発展する可能性が高くなっていきます。

おわりに

高齢者虐待を未然に防ぐため、別居する家族・親族や近所同士で声をかけあい、高齢者とその家族が孤立しないよう見守ることが大切と言われています。

虐待に対する知識を持ち、家族・近所とつながり合うことで、気づきにくい虐待の芽を摘み取り、誰もが安心できる生活が送れる地域づくりを目指しましょう。

養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



令和4年度「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html) を加工して作成

寄附について

7月に解散した大桑村遺族会から残余財産の182万2950円を村に寄附いただきました。いただいた寄附は、平和公園の整備活動に活用させていただきます。

地域おこし協力隊員の紹介

10月1日より民間連携型地域おこし協力隊員として、笠倉仁さんが埼玉県から大桑村に移住しました。民間連携型地域おこし協力隊は、村の直接雇用ではなく村内企業で任用されます。笠倉さんは有限会社平田管業店が任用し、活動は主にのぞきど森林公園の管理・企画運営を行います。

建設事業協力会ボランティア

9月25日、大桑村建設事業協力会（半坂純孝会長）の会員34名が村道下在勝井

坂線などの枝払いや草刈作業を行いました。ありがとうございました。



木曽建設労働組合ボランティア

10月12日、木曽建設労働組合大桑支部（大畑幹明支部長）が須原地区館の雨樋清掃やくわっこ工房周辺の路面舗装などを行いました。ありがとうございました。



木曽地域の生涯学習に関する住民アンケート調査のお願い

問 木曽広域情報センター
DX推進係
TEL * 21・2212

大桑村教育委員会
子ども教育係
TEL * 55・1020

木曽地域の生涯学習に関する住民アンケートを実施中です。QRコードをスマートフォンで読み取り、ぜひご協力ください。皆様のご意見が今後の施策に反映されますので、よろしくお願ひします。

回答期限
11月30日(土)



確定申告のための決算説明会・消費税等説明会

問 木曽税務署
TEL 22・2024

事業所得等における具体的な決算の仕方や青色申告決算書、収支内訳書の作成等についての説明会を開催します。（事前予約が必要です）

開催日時
各開催定員30名

①新規の消費税課税事業者の人
12月5日(木)
午前10時～正午

②青色申告者の人
12月11日(水)
午前10時～正午

③青色申告者以外の人
12月11日(水)
午後1時半～午後3時半

会場

木曽町文化交流センター
2階大会議室（会議室1・2）

持ち物

筆記用具

第76回人権週間

問 長野地方税務局木曽支局
TEL 22・2186

12月4日から10日まで、人権尊重思想の普及・高揚を図る人権週間です。

木曽人権擁護委員協議会では特設人権相談所を開設します。「いじめ・体罰」など子どもの人権、女性に対する差別などの問題、隣近所のもめごと、悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こる様々な問題で困っている人は利用してください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

日時 12月20日(金)
午後1時～4時

場所 野尻地区館

この他、毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）午前10時から午後4時まで人権擁護委員が法務局に常駐し、それ以外の平日は法務局職員が相談に応じています。気軽に利用してください。

12月の行事予定

1 日
2 月
3 火 健康教室（野尻地区館）
4 水
5 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
6 金
7 土 押しレコ！（図書館）
8 日 もぐもぐリサーチ（図書館）
9 月
10 火 健康教室（野尻地区館）
11 水 ゴールデンシュエの日（スポーツ公園）
12 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
13 金
14 土 世界をひらく読書会（図書館）
15 日
16 月
17 火 健康教室（野尻地区館）
18 水 おはなし会（図書館）
19 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
20 金 なんでも相談（野尻地区館）
21 土 図書館deシネマ（図書館）
22 日
23 月 二学期終業式（小・中学校）
24 火 健康教室（野尻地区館） クリスマス会（保育園）
25 水
26 木 二保期納め（保育園）
27 金 官公庁仕事納め
28 土 図書館休館 ～1月6日まで
29 日
30 月
31 火

※都合により、変更・中止になる可能性があります。



教 室	会 場	時 間	開 催 日
英 会 話	①	14：00	4、11、18、25
英 会 話	①	19：30	4、11、18、25
押 し 花 教 室	②	10：00	20
パ ッ チ ワ ー ク	⑦	9：30	11、25
レ ザ ー ク ラ フ ト	⑦	9：30	3、17
陶 芸 教 室	④	10：00	休み
コール・マルベリー	①	19：30	11、25
	②	19：30	4、18
詩吟岳風会大桑教室	⑥	10：00	4、11、18
大 正 琴 糸 瀬 会	③	13：00	10、24
リフレッシュヨーガ	⑦	19：00	4、11、18、25
ヨ ガ	②	14：00	14
あゆみ整体教室	⑦	19：00	9、23
フ ラ 教 室 〈 昼 〉	③	13：30	2、9、16
フ ラ 教 室 〈 夜 〉	②	19：30	休み
舞DANCE木曾& 日本舞踊はなやぎ	⑤	14：00	7、14、21、28
池坊いけばな教室	③	13：00	10、24
笑 い ヨ ガ	②	13：30	12
ヨガストレッチ	③	20：30	4、11、18、25

会 場 ①役場、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、
⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦弓矢分館
※各教室とも随時参加者を募集しています



9月24日
小学校
稲刈り



9月27日
中学校
桑華祭



9月・10月のできごと

10月17日
保育園
芋掘り



10月12日
保育園
運動会



10月11日
中学校
野外学習



村の人口

1,461世帯 (前月比±0世帯)	男(人)	女(人)	計(人)
出生	1	2	3
死亡	3	4	7
転入	8	0	8
転出	1	7	8
総人口 (前月比)	1,591 (+5)	1,633 (-9)	3,224 (-4)

(11月1日現在・住民基本台帳登録人数)

12月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
1日(日)	古根医院(大桑村)	55-1188
8日(日)	田沢医院(木曽町開田)	44-2008
15日(日)	王滝村診療所(王滝村)	48-2731
22日(日)	奥原医院(木祖村)	36-2264
29日(日)	大脇医院(上松町)	52-2023
30日(月)	原内科医院(木曽町福島)	22-2678
31日(火)	芦沢医院(上松町)	52-2018

木曽病院(木曽町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所(中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院(中津川市) TEL 0573-66-1251

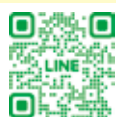
表紙によせて

10月15日、坂家重吉新村長が役場庁舎に初登庁しました。

職員60人に拍手で出迎えられた坂家村長は、笑顔で花束の贈呈を受けました。その後職員を前に、人口減少対策に向け、子育てや防災など様々な施策を総合的に進める必要があると訓示しました。

坂家村長の任期は令和6年10月13日から令和10年10月12日までとなります。

今後、第六次総合計画に沿った村政運営を進め、人口減少を始めとする諸課題に取り組んでいきます。



大桑村公式LINE
友だち追加はこちら



大桑村公式X
(旧 Twitter)

